

学術賞・奨励賞選考細則

(選考委員)

第1条 学術賞・奨励賞選考委員は、選考委員長が第1回常務理事会（6～7月）までに、研究分野、地域性等を考慮して理事の中から5名を選んで委嘱する。選考委員名は、学会賞・国内学術交流担当常務理事および学会事務局（農林統計協会）にのみ知らせる。

第2条 選考委員会は選考委員長、学会賞・国内学術交流担当常務理事と上記5名の選考委員の計7名で構成する。

第3条 選考委員の任期は2年間とする。

(募集)

第4条 学術賞・奨励賞の募集は、第1回常務理事会後に学会誌および学会ホームページに応募要領を掲載することによって行う。12月末までに応募がない場合には1月末まで募集を延長し、ホームページに掲載して周知する（学会事務局に依頼）。

(審査)

第5条 学会事務局は応募締め切り後、直ちに応募業績および応募書類一式を審査表、本細則とともに選考委員に送付する。

第6条 選考委員長は、学術賞・奨励賞選考委員会を第2回常務理事会（3月上旬）より前に設定し、選考委員に通知する（開催場所の設営・通知は学会事務局に依頼）。

第7条 選考委員は応募業績について審査項目に従って審査を行い、選考委員会開催前に審査表を選考委員長に提出する。

第8条 審査項目は、独創性、理論的、実証性、論述性、正確性、まとまり、総合性、社会的意義の8項目とし、選考委員は各業績に付き、各項目5段階の評価を行う。5段階は、極めて優れている（5点）、優れている（4点）、一定の水準に達している（3点）、やや難点がある（2点）、評価に値しない（1点）、の5段階とする。各項目5段階の評価の合計を総合評価点とする。

(選考)

第9条 選考委員会は、委任を含めて過半数の委員の出席をもって成立する。

第10条 選考委員長は審査結果を集約し、選考委員会で報告する。

第11条 選考は各評価点および総合評価点を参考にしながら合議で行う。評価が分かれる場合には、委任状を除く出席者の多数決にて決定する。

(報告)

第12条 選考委員長は、選考終了後直ちに議事録案および選考報告書案を作成し、選考委員会に諮って了承を得る。また理事会への提案等も、選考委員会の了承を得て行う。

第13条 選考委員長は学術賞・奨励賞選考報告書を常務理事会に報告し、了承を得る。了承が得られたものを理事会に提案する。

第14条 理事会で承認された学術賞・奨励賞選考報告書を、総会で報告する。

(改正)

第15条 本細則の改正は理事会で決定する。

附則

1. 本細則は、日本農業経済学会学術賞・奨励賞選考マニュアル（2010年3月31日作成、2016年3月31日改定）を元に作成した。
2. 本細則は2017年4月1日から施行する。